

6 宇城市立小川小学校「学校いじめ防止基本方針」(R 6.4 改訂)

はじめに

「いじめ防止対策推進法」が平成25年9月に施行された。これを受けて、同年10月に国が「いじめ防止等のための基本方針」、同年12月に「熊本県いじめ防止基本方針」を策定した。令和2年11月の「熊本県いじめ防止基本方針」の改訂により、令和4年11月に「宇城市いじめ防止基本方針」が改訂された。これらの基本方針に則り、これを本校で実現するために、小川小学校いじめ防止基本方針を策定する。

小川小学校いじめ防止基本方針は、学校が家庭、地域、関係機関との連携の下、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、対処、職員研修の在り方及びいじめ防止対策の年間計画をいう。以下同じ。）を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

文部科学省「いじめ防止対策推進法」より

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は、心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校教職員は、「いじめは、どの学校においても、どの子供にも起こり得ることであると認識し、全ての児童等に関係する問題である」という基本認識にたち、全児童が安全で安心して学校生活をおくることができるよう、以下のことを念頭に置き、いじめの未然防止に努める。また、発生時には適切かつ迅速に対処し、再発防止に努める。

- ①「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと
- ②いじめられている児童の立場に立って見極め、親身な指導を行うこと
- ③保護者は、児童がいじめを行うことのないよう、指導に努めること
- ④教師の言動が、児童の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、自身の言動に注意を払うとともに、児童の発言を見逃さずに指導を行うこと
- ⑤家庭・学校・地域・関係機関など、いじめの問題への取組の重要性を認識し、一体となって取組を推進することが必要であること
- ⑥ネット上（含む LINE 等 SNS）の不適切な書き込み等については、継続して十分な注意を払い、必要な指導を行うこと

2 生徒指導委員会の設置

(1) 目的

いじめの未然防止、早期発見、いじめ発生に対する適切な対応を図るために「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

(2) 組織

「生徒指導委員会」の構成は次のとおりとする。

① 定例会・日常的活動 (校内いじめ防止委員会)	校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権教育主任
② いじめ事案発生時	①のメンバー、養護教諭、該当児童の関係教職員

③重大事案発生時	②のメンバー、外部関係機関の関係者 特別支援教育コーディネーター、PTA 代表、学校評議員 ※調査組織の過半数を学校職員以外とする ※委員長は学校職員以外の者が務める
----------	--

※外部関係機関とは、市・県教委、SC・SCW、警察、医師、弁護士会等を示し、①②の場合においても、必要に応じて連携する。

※校内においては、「校内いじめ防止委員会」（生徒指導委員会が兼ねる）を置き、日常的対応、指導対策を企画し、いじめ防止を推進する。構成は上記①のとおりとする。

※情報の窓口を一元化するため、情報の集約等は「情報集約担当者」が行う。

（３）外部関係機関との連携

必要に応じて、次の関係機関等と早期連携及び計画的なチームによる支援を行う。

○宇城教育事務所	○宇城福祉事務所	○宇城市教育委員会
○宇城市子どもセンター	○宇城市保健福祉センター	○警察
○民生児童委員・主任児童委員	○保育園・中学校	等

（４）組織の活動

①日常活動

- ・いじめ発見アンケートの実施、集計、個別相談、実態把握
- ・いじめ防止及び効果的な教育相談のための職員研修の立案、実施
- ・いじめ防止に係る児童・保護者・地域への啓発
- ・実態をもとにした児童理解の推進

②いじめ事案発生の場合

- ・事案に対する事実関係の情報収集（確認）と情報の共有化
- ・事案の分析及び課題把握
- ・事案解決のための対応策の検討
- ・対応方針の決定と解決への見通しの共通理解
- ・教職員一人一人の役割の明確化（該当児童、学級、家庭等への支援体制づくり）
- ・家庭や関係機関対応の方策検討や報告・連絡・相談
- ・学校で対応できる事案であるか否かの審議・検討と判断
- ・校長を中心に全職員で協同実践

3 いじめ防止等の対策のための具体的な取組

いじめ防止対策推進法第十五条により、早期発見するために在籍児童に対する定期的な調査、その他必要な措置を講ずる。

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことが、いじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ることを前提に、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。また、児童生徒同士の間関係や児童生徒と教職員の信頼関係等を基盤として、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりを推進する。 ※「いじめに負けない」とは、いじめ心やいじめへの不安感等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心及び態度とする。

（１）分かる授業の実践

- ・すべての児童が主体的に参加・活動できる授業
- ・教師のコミュニケーション力アップ（伝える力と受け止める力）
 - 【伝える力】子どもに分かりやすい説明や指示、子どもの自尊感情を高めようとする配慮や工夫。
 - 【受け止める力】受容的な態度や表情、子どものつぶやきを拾う感性の見える指導。
- ・支持的風土を育てる学級集団作り。
- ・自他を大切にする学習規律の徹底

(2) 特別活動（学校行事） ～趣旨・目的に向かった活動～

	未然防止のポイント	早期発見のポイント
運動会	・共に支え合う仲間作りの視点で取り組ませる。 ・達成感や成就感を持たせ、学年全員でその思いを共有させる。	・練習時間の開始時間や休憩時間の様子 ・競技前後の様子。
人権集会	・いじめのない学校作りの視点で取り組ませる。	・人権学習の時間の様子 ・発表練習及び前後の様子
集団宿泊教室	・クラスのまとまりができていく実感を持たせる。	・活動時間の様子 ・集合時の様子
修学旅行	・共に支え合う仲間作りの視点で取り組ませる。	・活動時の様子 ・集合時の様子
学習発表会	・協同で成し遂げる楽しさ、喜びを味わわせ、自己有用感を高める。	・練習時の様子 ・発表及び前後の様子
卒業式	・支え合ってきた友達への感謝の気持ちを高めていく取り組み。	・練習時間の前後の時間の様子 ・練習時間、式中の様子。

(3) 道徳教育

- ・生命の尊さ、周りの人への思いやりや感謝といった道徳教育の重点目標を基盤にした教育活動を進める。
- ・「命を大切に作る心を育むプログラム」の充実を図り、推進する。
- ・一人一人の思いを交流し合う活動を展開する。
- ・児童の心が揺さぶられる教材や資料と出合わせ、人としての「やさしさ」「心遣い」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を振り返らせる。
- ・人としての生き方を考える学習の場とする。
- ・児童同士、児童と教職員の信頼関係等を基盤とし、心の居場所としての学校、学級づくりを推進する。
- ・年間計画に沿った情報モラル授業を実践する。

(4) 人権教育

- ・すべての教育活動で人権教育の視点に立った教育を推進する。
- ・いじめや差別を感知し、積極的に自他の人権を守るために動く児童を育む。
- ・すべての児童の自己実現に向けて、学力保障、進路保障に努める。
- ・人権教育の指導法等の在り方について（第三次とりまとめ）の趣旨目的に沿った学習活動を推進する。
- ・インクルーシブ教育の理念に沿った教育活動を展開する。
- ・学級における参加体験学習型プログラムの活用・開発など効果的な手法の工夫・改善を図る。
- ・授業に関する発言と私語の区別に注意を払い、不適切な発言を見逃さない。

(5) 総合的な学習の時間・特別活動等

- ・仲間と協力して学習を進める体験活動を展開する。
- ・異なる考えや他者の意見を受けとめる場面を持つ活動を取り入れる。
- ・体験からさらに思考を深めたり、自己を振り返る学習活動を仕組む。
- ・非攻撃的自己主張等のソーシャルスキルの育成を図る。
- ・ストレス対処教育の推進を図る。

(6) 保護者・地域との連携

- ・「いじめ防止対策推進法」等の周知徹底を図る。
- ・学校のいじめ対策の取組について、保護者会や学校だより、学級だよりを用いて発信する。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめ等の防止について情報を提供し、意見交換する場を設ける。（情報安全、情報モラルについての研修会等の実施）
- ・いじめに関する相談や情報の窓口を明確にし、保護者や地域からの連絡がすぐに取りれるようにする。
- ・いじめの「早期発見に関する取組」及び「再発防止に関する取組」の2点について学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

4 早期発見のための取り組み

(1) 教職員による観察や情報交換

○毎週金曜日定例の「児童を見つめる会」において、常に情報収集、全体での情報の共有に努める。

<日常的なチェックポイント>

始 業 前	☐ 表情が暗くなったり、挨拶の声が小さくなったりしていないか。 ☐ 話しかけても目を合わせようとしなくなっていないか。 ☐ 欠席が多くなっていないか。
授 業 中	☐ 発表を笑われたり、からかわれたりしていないか。 ☐ グループ作りで孤立することはないか。 ☐ 発言の回数が少なくなっていないか。
休 み 時 間	☐ 呼びすてやあだ名で呼ばれていないか。 ☐ グループでいても笑顔がなく、表情が暗くないか。 ☐ 保健室に行く回数が多くなっていないか。 ☐ 担任の目の届かない場所に行くことが多くなっていないか。 ☐ 欠席しがちになっていないか。参加意欲の低下が見られないか。
給 食 ・ 掃 除	☐ 机を合わせるとき、一人だけ外されていないか。 ☐ 配膳時に避けられている様子はないか。 ☐ 周囲の友だちと会話がはずまず、黙って食べていないか。 ☐ 重たい食器を持たされるなど、大変な仕事を押しつけられていないか。 ☐ 教職員がいないと、掃除がきちんとできていないことはないか。 ☐ 掃除用具の扱い、片付け等が乱雑になっていないか。
下 校	☐ 集団から外れて一人で帰ろうとしていないか。 ☐ 他の児童のランドセルやバッグをいつも持たされていないか。
そ の 他	☐ 上靴などの物がなくなることはないか。 ☐ 欠席のプリント等を届けようとする友だちが少なくないか。 ☐ 急激に成績や学習意欲が低下していないか。 ☐ スマホ等の情報機器を所有し、SNS サイトなどを使った交流をしていないか。 ☐ 学級内でグループ化が進んだり、特定の子に気を遣ったりしていないか。

(2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施

○児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月、9月、12月）

○保護者対象いじめアンケート調査 年2回（6月、12月）

○教育相談の実施及び学級担任による児童からの聞き取り調査
年3回（6月、9月、12月）

(3) 校内点検の実施

- ・生徒指導委員会による、校舎内のトイレや掲示物等の点検
- ・低、中、高学年部による、教室の点検（掲示物や机の落書き、不自然な机やいすの乱れ等）

(4) 相談体制の整備

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、学校内外の専門家の活用を図る。

(5) 継続的な指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ、必要な指導、支援を行う。

(6) その他 （「いじめ」と「けんか・ふざけ」を見抜くポイント）

～偽装や口封じを見破るために～

- ・当事者間が対等な関係か（個と個、個と集団、集団と集団の力関係）
- ・一定のルールがあり、役割交代がみられるか
- ・行為に楽しさや心の交流が感じられるか
- ・行為の被害者の様子に変化はないか
- ・周囲の児童に、よそよそしさやしらけた雰囲気が感じられないか

5 いじめの発見時の具体的対応

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織に報告、相談する。その際、いじめられた生徒を守り通すとともに、いじめた児童に対しては、その児童が抱える課題や悩みを理解しながら、その児童の人格の成長のためにも毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携の下で取り組む。

（１）いじめの発見や相談を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。その後、学級の課題とする。
- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ・いじめられた、あるいはいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。
- ・正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ・校内いじめ対策委員へすぐに報告する。報告を受けた委員は、すぐに同委員会を開催し、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を整える。

（２）いじめられた児童に対して（※複数対応を原則とする）

- ・正確な情報と情報の整理・分析を行う。
- ・安心して相談できる場の設定をする。
- ・本人の訴えを、真摯に受け止める。
- ・いじめ解決の決意を伝達する。
- ・児童を徹底的に守る姿勢を示す。
- ・スクールカウンセラー等と連携し心のケアを行う。
- ・家庭や外部機関等と連携する。

（３）いじめられた児童の保護者に対して（※複数対応を原則とする）

- ・家庭訪問により誠意ある対応をする。
- ・正確な情報といじめ解消への強い意志を伝え、家庭の協力依頼を得る。
- ・保護者の思いを聞き取り、指導の方向性と解決への見通しを立てる。
- ・指導に関する経過報告をこまめにとる。

（４）いじめた側の児童に対して（※複数対応を原則とする）

- ・正確な情報収集と情報の整理・分析を行う。
- ・子どもたちが冷静に自分の言動を顧みる場を確保する。
- ・自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す。
- ・相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化を図る。
- ・自分の長所を再認識させ、それを生かす生活の在り方を確認する。

（５）いじめた側の保護者に対して（※複数対応を原則とする）

- ・電話でなく、家庭訪問や学校で面接するなどして直接事実を伝達し、児童指導に対する確実な連携を図る。
- ・事実を伝える際は、冷静かつ正確に行う。
- ・保護者と「いじめに対する正しい認識（事実、責任の所在等）」を共有化する。
- ・いじめた側に複数の児童がいる場合は、それぞれの保護者との間で確実に共通の理解を図る。

- ・ いじめられた児童とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。

(6) 重大事案への対処

① 市教育委員会へ報告する重大事案の例

- ・ 生命・心身または財産に重大な被害が生じたり、生じた疑いがあるとき
(自殺、心身の重大な傷害、金品の重大な被害、精神性の疾患)
- ・ 相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあるとき
(相当の期間：年間30日を目安とする)
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべき場合
- ・ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

② ①のような事案が起きたとき

- ・ 重大事案が発生した旨を、宇城市教育委員会に速やかに報告する。(資料参照)
- ・ 教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。
- ・ 上記調査結果については、いじめを受けた児童と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・ 事態の関係児童と保護者への心のケアや落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を、スクールカウンセラー等と連携して行う。
- ・ 事案の内容によっては、保護者会の開催も視野に、対策を検討する。

(7) いじめの解消

- ・ いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる。また、長期間の注視期間を設定する。
- ・ 被害児童が心身の苦痛を感じていないかどうか、面談等を行って確認する。

(8) 再発防止

- ・ 事後の見守り活動の継続、いじめ防止等の取り組みのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケース等の検証、必要に応じた計画の見直し等をPDCAサイクルで行う。
- ・ 事案発生状況に応じて、学年集会、全校集会を開催し、児童への説明及び安心の確立を図る。

6 いじめに関する校内研修

(1) カウンセリングマインドの習得

- ・ スクールカウンセラーの協力を受け、すべての職員が参加する研修を設ける。
- ・ 研修内容は、教育相談や日常の授業に役立てられる実践的なものとする。

(2) 事例研究

① 目的

生徒指導に関する教職員の力量を高め、問題行動の解決に向けた組織的取組を推進する。

② 内容

- ・ 問題行動の要因や背景を明確にし、児童理解を深める。
- ・ 児童に対する効果的な指導や支援法を研究する。
(ソーシャルスキル、特別支援の手法等を含む。)
- ・ 教職員のさらなる共通理解を図り、相互連携を強める。

③ 手順

- ア 事例から指導上の課題や問題点を明らかにする。
- イ 問題解決のための指導仮説を立てる。
- ウ 指導方法を検討する。
(目標の明確化、行動の変容の支援及び援助、実現可能な目標の立案等)

(3) 生徒指導に関する資料等の周知、活用

- ・ 生徒指導支援資料(国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター)等の資料を活用し、教職員の指導力を高める。

7 年間計画

4 月	学校基本方針の周知と確認 P T A 役員会・総会での説明
5 月	第 1 回いじめ対策委員会 児童理解
6 月	心の絆を深める月間取組 心のアンケート 教育相談
7,8 月	校内研修 校内いじめ対策委員会（夏季休業日明けへ向けての改善）
9 月	心のアンケート 教育相談
10 月	児童理解 チェックシートの実施
11 月	宇城市人権フェスタ in 小川 人権集会
12 月	心のアンケート 教育相談
1 月	校内いじめ対策委員会
2 月	第 2 回いじめ対策委員会
3 月	児童理解 取組評価

平成 2 6 年 3 月 1 9 日策定
 平成 2 7 年 8 月 2 6 日改訂
 平成 2 8 年 5 月 6 日改訂
 平成 2 9 年 5 月 1 6 日改訂
 令和 3 年 5 月 1 0 日改訂
 令和 4 年 4 月 1 5 日改訂
 令和 5 年 2 月 2 7 日改定
 令和 6 年 4 月 1 8 日改定